

秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議の開催について

平成 23 年 1 月 4 日
政府における情報保全に
関する検討委員会委員長決定

1 開催の趣旨

「政府における情報保全に関する検討委員会の開催について」（平成 22 年 12 月 7 日内閣総理大臣決裁）第 4 項の規定に基づき、政府における情報保全に関する検討委員会（以下「委員会」をいう。）における検討に資するため、各界の有識者から御意見をいただくことを目的として、秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議（以下「会議」という。）を開催する。

2 構成

- (1) 会議は、別紙に掲げる委員により構成し、委員会の委員長が開催する。
- (2) 委員会の委員長は、別紙に掲げる委員の中から、会議の座長を依頼する。
- (3) 座長は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

3 その他

会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議の委員

あがた こういちろう
縣 公一郎

早稲田大学政治経済学術院 教授

さくらい けいこ
櫻井 敬子

学習院大学法学部 教授

は せ べ やすお
長谷部 恭男

東京大学大学院法学政治学研究科 教授

ふじわら しずお
藤原 静雄

筑波大学法科大学院 教授

やすとみ きよし
安富 潔

慶應義塾大学法科大学院 教授

(五十音順)